



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)
号外第 35 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則（１）（教育総務課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則（２）（〃）・・・・・・・・ 8 鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（３）（教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 12 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則（４）（小中学校課）・・・・・・・・・・ 14 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（５）（文化財課）・・・・・・・・・・ 16
◇ 教委訓令	教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（１）（教育総務課）・・ 21 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（２）（〃）・・・・・・・・ 26 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（３）（〃）・・・・・・・・ 44

教育委員会規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会公告式規則(昭和25年鳥取県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(規則の公布方法)</p> <p>第2条 委員会規則は<u>教育長</u>が署名した後委員会規則であることを明記し、番号を附して公布する。</p>	<p>(規則の公布方法)</p> <p>第2条 委員会規則は<u>委員長</u>が署名した後委員会規則であることを明記し、番号を附して公布する。</p>

(鳥取県教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会会議規則(昭和31年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第16条</u>の規定に基づき教育委員会の会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、<u>教育長</u>が必要と認めるとき、<u>又は委員2名以上</u>の者から会議に附議する事項を示して請求があったときこれを招集する。</p> <p>4 法第14条第7項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件は、次に掲げる事件とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(会議の傍聴)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)</u>による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第15条</u>の規定に基づき教育委員会の会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は、<u>委員長</u>が必要と認めるとき、<u>または委員3名以上</u>の者から会議に附議する事項を示して請求があったときこれを招集する。</p> <p>4 法第13条第6項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件は、次に掲げる事件とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(会議の傍聴)</p>

<p>第3条 会議は、<u>法第14条第7項</u>ただし書の規定により公開しないこととしたときを除き、傍聴させることができる。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会議の招集を行った場合には、<u>教育長</u>は、直ちに会議の場所及び日時並びに会議に附する事項をインターネットを利用して公表するものとする。</p> <p>第5条 <u>教育長及び委員</u>は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(開会および閉会の宣告)</p> <p>第7条 会議の開会および閉会は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p> <p>(会議の時間)</p> <p>第8条 会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、<u>教育長</u>は必要により会議に<u>諮って</u>、これを変更することができる。</p> <p>(議事)</p> <p>第9条 会議に提出された議案その他の事件を会議の議題とするときは、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p> <p>第10条 <u>教育長</u>は、審議上必要と認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。</p> <p>第13条 動議が提出されたときは、<u>教育長</u>は会議に<u>諮って</u>、これを議題としなければならない。</p> <p>(発言)</p> <p>第16条 発言しようとする委員は、<u>教育長</u>の許可を得て発言しなければならない。</p> <p>2 2人以上の委員が発言を求めたときは、<u>先に</u>発言した委員に、同時に発言したときは、<u>教育長</u>が指名した委員に発言させるものとする。</p> <p>第18条 <u>教育長</u>は、質疑および討論が<u>尽きた</u>と認めるときは、その終結を宣告しなければならない。</p>	<p>第3条 会議は、<u>法第13条第6項</u>ただし書の規定により公開しないこととしたときを除き、傍聴させることができる。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 会議の招集を行った場合には、<u>委員長</u>は、直ちに会議の場所および日時<u>ならびに</u>会議に附する事項を告示するものとする。</p> <p>第5条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(開会および閉会の宣告)</p> <p>第7条 会議の開会および閉会は、<u>委員長</u>がこれを宣告する。</p> <p>(会議の時間)</p> <p>第8条 会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、<u>委員長</u>は必要により会議に<u>はかつて</u>、これを変更することができる。</p> <p>(議事)</p> <p>第9条 会議に提出された議案その他の事件を会議の議題とするときは、<u>委員長</u>がこれを宣告する。</p> <p>第10条 <u>委員長</u>は、審議上必要と認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。</p> <p>第13条 動議が提出されたときは、<u>委員長</u>は会議に<u>はかつて</u>、これを議題としなければならない。</p> <p>(発言)</p> <p>第16条 発言しようとする委員は、<u>委員長</u>の許可を得て発言しなければならない。</p> <p>2 2人以上の委員が発言を求めたときは、<u>さきに</u>発言した委員に、同時に発言したときは、<u>委員長</u>が指名した委員に発言させるものとする。</p> <p>第18条 <u>委員長</u>は、質疑および討論が<u>つきた</u>と認めるときは、その終結を宣告しなければならない。</p>
---	---

<p>(採決)</p> <p>第19条 <u>教育長</u>は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告する。</p> <p>2 略</p> <p>第20条 同一の議題について2つ以上の修正案が提出されたときは、<u>教育長</u>は、原案に最も遠いと認めるものから順次採決する。</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項による投票の方法は、<u>教育長</u>が会議に<u>諮って</u>これを決める。</p> <p>第24条 <u>教育長</u>は、異義のない議題については、前条の規定にかかわらず、直ちにその可否を宣告することができる。</p> <p>第25条 議決の結果は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p>	<p>(採決)</p> <p>第19条 <u>委員長</u>は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告する。</p> <p>2 略</p> <p>第20条 同一の議題について2つ以上の修正案が提出されたときは、<u>委員長</u>は、原案に最も遠いと認めるものから順次採決する。</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項による投票の方法は、<u>委員長</u>が会議に<u>はかつて</u>これを決める。</p> <p>第24条 <u>委員長</u>は、異義のない議題については、前条の規定にかかわらず、直ちにその可否を宣告することができる。</p> <p>第25条 議決の結果は、<u>委員長</u>がこれを宣告する。</p>
<p>(請願および陳情)</p> <p>第26条 請願および陳情があったときは、<u>教育長</u>は会議に<u>諮って</u>採否を決定する。</p> <p>第27条 請願および陳情の取扱手続については、<u>教育長</u>が別にこれを定める。</p>	<p>(請願および陳情)</p> <p>第26条 請願および陳情があったときは、<u>委員長</u>は会議に<u>はかつて</u>採否を決定する。</p> <p>第27条 請願および陳情の取扱手続については、<u>委員長</u>が別にこれを定める。</p>
<p>(規律)</p> <p>第28条 会議中委員が離席又は退席しようとするときは、<u>教育長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>第29条 委員が遅参したときは、その旨<u>教育長</u>に通告し、着席しなければならない。</p>	<p>(規律)</p> <p>第28条 会議中委員が離席または退席しようとするときは、<u>委員長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>第29条 委員が遅参したときは、その旨<u>委員長</u>に通告し、着席しなければならない。</p>
<p>(懲罰)</p> <p>第31条 <u>教育長</u>は、懲罰事犯があると認めるとき又は委員2人以上の動議があるときは、会議の議決によって次の懲罰を科することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第32条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>出席した教育長並びに出席委員及び欠席委員の氏名</u></p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(懲罰)</p> <p>第31条 <u>委員長</u>は、懲罰事犯があると認めるときまたは委員2人以上の動議があるときは、会議の議決によって次の懲罰を科することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第32条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出席委員及び欠席委員の氏名</p> <p>(3)～(7) 略</p>

<p>(8) その他<u>教育長</u>又は会議において、必要と認めた事項</p> <p>2 議事録には、出席委員のうちから<u>教育長</u>の指名する委員2人が署名しなければならない。</p>	<p>(8) その他<u>委員長</u>又は会議において、必要と認めた事項</p> <p>2 議事録には、出席委員のうちから<u>委員長</u>の指名する委員2人が署名しなければならない。</p>
--	--

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第3条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関（学校を除く。以下同じ。）の設置、内部組織、所掌事務その他の組織上必要な事項を規定するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関（<u>教育長及び学校</u>を除く。以下同じ。）の設置、内部組織、所掌事務その他の組織上必要な事項を規定するものとする。</p>

(鳥取県教育委員会傍聴規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育委員会傍聴規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ傍聴人受付簿にその住所及び<u>氏名</u>を記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着席しなければならない。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>教育長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人の数の制限)</p> <p>第4条 <u>教育長</u>は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>(退場)</p> <p>第6条 傍聴人は、会議を公開しないこととする旨の議決があったとき、又は<u>教育長</u>が会議の閉会を宣告したときは、直ちに退場しなければならない。</p>	<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ傍聴人受付簿にその住所、<u>氏名及び年齢</u>を記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着席しなければならない。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他<u>委員長</u>において傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人の数の制限)</p> <p>第4条 <u>委員長</u>は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>(退場)</p> <p>第6条 傍聴人は、会議を公開しないこととする旨の議決があったとき、又は<u>委員長</u>が会議の閉会を宣告したときは、直ちに退場しなければならない。</p>

<p>(退場の命令)</p> <p>第7条 <u>教育長</u>は、傍聴人がこの規則の規定に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。</p>	<p>(退場の命令)</p> <p>第7条 <u>委員長</u>は、傍聴人がこの規則の規定に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。</p>
---	---

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第5条 教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p><u>(23) 略</u></p> <p><u>(24) 略</u></p> <p>(委任事務等の報告)</p> <p>第4条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務及び前条の規定により臨時に代理をした事務について、重要かつ異例の事態が生じたとき又は委員から報告の請求があったときは、<u>その事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 教育長の任免その他の人事に関すること。</u></p> <p><u>(8) 教育長職務代行者の指定に関すること。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p><u>(23) 略</u></p> <p><u>(24) 略</u></p> <p><u>(25) 略</u></p> <p><u>(26) 略</u></p> <p>(委任事務等の処理の特例)</p> <p>第4条 教育長は、第2条の規定により委任を受けた事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、<u>教育委員会の指揮を受けて処理しなければならない。</u></p>

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会

規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p><u>(1) 教育長</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>

(教育長の給与の支給に関する規則の廃止)

第7条 教育長の給与の支給に関する規則(平成9年鳥取県教育委員会規則第10号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、第1条の規定による改正後の鳥取県教育委員会公告式規則の規定、第2条の規定による改正後の鳥取県教育委員会会議規則の規定、第3条の規定による改正後の鳥取県教育委員会事務局等組織規則の規定、第4条の規定による改正後の鳥取県教育委員会傍聴規則の規定、第5条の規定による改正後の教育長に対する事務の委任等に関する規則の規定及び第6条の規定による改正後の日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の鳥取県教育委員会公告式規則の規定、第2条の規定による改正前の鳥取県教育委員会会議規則の規定、第3条の規定による改正前の鳥取県教育委員会事務局等組織規則の規定、第4条の規定による改正前の鳥取県教育委員会傍聴規則の規定、第5条の規定による改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則の規定、第6条の規定による改正前の日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の規定及び第7条の規定による廃止前の教育長の給与の支給に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 2 号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課長会議) 第 6 条 略</p> <p>2 課長会議は、<u>本庁（課を除く。）</u>に置く次長、教育次長及び本庁組織の長をもって組織し、教育長がこれを主宰する。</p> <p>(職制) 第 7 条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に<u>次長、理事監、教育次長又は参事監</u>を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</p> <p>第 8 条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁（課を除く。）に置く次長 教育長を助けて、教育委員会事務局の事務を掌理するとともに、<u>教育行政に係る重要政策の企画及び立案を行う。</u></p> <p>(3) <u>教育次長 教育長を助けて、学校教育に係る事務を総括し、その企画及び総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(課長会議) 第 6 条 略</p> <p>2 課長会議は、<u>教育次長、本庁（課を除く。）</u>に置く次長及び本庁組織の長をもって組織し、教育長がこれを主宰する。</p> <p>(職制) 第 7 条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁（課を除く。）に<u>理事監、教育次長、次長又は参事監</u>を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</p> <p>第 8 条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育次長及び本庁（課を除く。）</u>に置く次長 教育長を助けて、教育委員会事務局の事務を掌理し、<u>教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	教育総務課
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課
略	
鳥取県特別支援教育推進委員会	特別支援教育課
略	
鳥取県立学校学校関係者評価委員会 (高等学校に係るものに限る。)	高等学校課
鳥取県立学校第三者評価委員会	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	
略	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	
略	
略	社会教育課
鳥取県子どもの読書活動推進委員	

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	教育総務課
鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課
鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会	
略	
鳥取県就学支援委員会	特別支援教育課
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	
鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	
略	
鳥取県立学校学校関係者評価委員会 (高等学校に係るものに限る。)	高等学校課
鳥取県キャリア教育推進会議	
鳥取県立学校第三者評価委員会	
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県英語教育推進会議	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	
鳥取県高校生英語弁論大会審査会	
鳥取県高校生理数課題研究等発表審査会	
略	
鳥取県立高等学校運営指導委員会	
略	
略	社会教育課
鳥取県子どもの読書活動推進委員	

会 鳥取県青少年社会教育施設運営委員会		会 鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会 鳥取県立大山青年の家運営委員会 鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会 鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県立図書館協議会	図書館	鳥取県立図書館協議会	図書館
略		略	
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	調査審議する事項を所管する本庁組織	鳥取県学校の安全教育推進委員会	体育保健課
鳥取県教育委員会補助金等審査会		鳥取県子どもの体力向上支援委員会	
鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会		鳥取県武道指導推進委員会	
鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会		鳥取県がん教育推進協議会	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係） 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 <u>次長・理事監・参事監・課長・室長・参事・課長補佐・係長</u> 2・3 略	別表（第3条関係） 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 理事監・ <u>次長</u> ・参事監・課長・室長・参事・課長補佐・係長 2・3 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に

<p>掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第7条の規定により置かれる課の長、<u>本庁（課を除く。）に置く次長、理事監、教育次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</u></p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第7条の規定により置かれる課の長、<u>理事監、教育次長、本庁（課を除く。）に置く次長及び参事監並びに同規則第16条第1項の規定により置かれる局長</u></p> <p>(2)～(9) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 3 号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 1 号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号）第 9 条第 1 項の規定による扶養親族に係る届出の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p><u>(2) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア 第 9 条第 1 項の規定による扶養家族の認定に係る事実の確認</p> <p>イ 略</p> <p><u>(3) 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>第 5 条の規定による住居届の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p>イ <u>第 6 条第 1 項の規定による住居手当の月額の設定又は改定に係る事実の確認</u></p> <p>ウ <u>第 6 条第 3 項の規定による証拠書類の提出の請求</u></p> <p><u>(4) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>第 3 条の規定による通勤届の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p>イ <u>第 4 条第 1 項の規定による通勤手当の額の設定又は改定に係る事実の確認</u></p> <p>ウ <u>第 4 条第 3 項の規定による証拠書類の提出の請求</u></p> <p><u>(5) 単身赴任手当の支給に関する規則（平成 2 年鳥取県人事委員会規則第 1 号）に基づく事務のうち</u></p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 3 条第 1 号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第 9 条第 1 項の規定による扶養家族の認定</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第 7 条第 1 項の規定による住居手当の月額の設定又は改定</p> <p>イ 第 7 条第 2 項の規定による住居手当認定簿への記載</p> <p>(3) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第 4 条第 1 項の規定による通勤手当の額の設定又は改定</p> <p>イ 第 4 条第 2 項の規定による通勤手当認定簿への記載</p> <p>(4) 単身赴任手当の支給に関する規則（平成 2 年鳥取県人事委員会規則第 1 号）に基づく事務のうち</p>

<p>ち、次に掲げるもの</p> <p><u>ア 第7条の規定による単身赴任届の受理及び鳥取県教育委員会への送付</u></p> <p><u>イ 第8条第1項の規定による単身赴任手当の月額決定又は改定に係る事実の確認</u></p> <p><u>ウ 第8条第3項の規定による証拠書類の提出の請求</u></p> <p>2 略</p>	<p>ち、次に掲げるもの</p> <p><u>ア 第8条第1項の規定による単身赴任手当の月額決定又は改定</u></p> <p><u>イ 第8条第2項の規定による単身赴任手当認定簿への記載</u></p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に市町村が受理した届出に係る改正前の鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条第1項各号に掲げる事務については、なお従前の例による。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第4号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正)

第1条 鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(高等学校等奨学資金の貸与の申請)</p> <p>第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下「中学校」という。)在学時申請と高等学校等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 中学校在学時申請 中学校の第3学年<u>(義務教育学校にあっては、第9学年)</u>に在学する者</p> <p>(2) 略</p>	<p>(高等学校等奨学資金の貸与の申請)</p> <p>第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下「中学校」という。)在学時申請と高等学校等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 中学校在学時申請 中学校の第3学年に在学する者</p> <p>(2) 略</p>

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 教育人材開発主査 上司の命を受け、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び特別支援学校における学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。</p> <p>(6) 義務教育主査 上司の命を受け、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>並びに特別支援学校及び特別支援学級における学校教育に関する専門的事項の指導に参画する。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(教育局の分掌事務)</p> <p>第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 市町村立の小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u></p>	<p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 教育人材開発主査 上司の命を受け、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。</p> <p>(6) 義務教育主査 上司の命を受け、小学校、中学校並びに特別支援学校及び特別支援学級における学校教育に関する専門的事項の指導に参画する。</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>(教育局の分掌事務)</p> <p>第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 市町村立の小学校<u>及び中学校</u>の児童及び生徒</p>

の児童及び生徒の就学義務の免除及び猶予に関する こと。 (8)～(13) 略	の就学義務の免除及び猶予に関すること。 (8)～(13) 略
--	---------------------------------------

(鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正)

第3条 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則(昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第2号(第4条関係)		様式第2号(第4条関係)	
略		略	
学業成績評定 平均値	中学校(義務教育学校の後期課程 を含む。)	学業成績評定 平均値	中学校 ・ 高等学校 ・
略		略	

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第3号(第17条、第18条—第20条、第28条関係)		様式第3号(第17条、第18条—第20条、第28条関係)	
略		略	
備考 1	志願者の最終学歴欄については、高等部志願者にあつては最終の出身中学校、 <u>義務教育学校</u> 又は特別支援学校中学部名を、専攻科志願者にあつては最終の出身高等学校又は特別支援学校高等部名を記入すること。	備考 1	志願者の最終学歴欄については、高等部志願者にあつては最終の出身中学校又は特別支援学校中学部名を、専攻科志願者にあつては最終の出身高等学校又は特別支援学校高等部名を記入すること。
2・3 略		2・3 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(所掌事務)
	第2条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。 <u>（1） 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備にすること。</u> <u>（2） 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。</u> <u>（3） 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。</u> <u>（4） 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。）として行う管理及び復旧に関すること。</u> <u>（5） 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。</u>
	(職制)
	第3条 史跡公園に所長を置く。 <u>2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、史跡公園に次長を置くことができる。</u>
(職員の種類及び職)	(職員の種類及び職)
第2条 略 2 史跡公園の職員の職は、所長、係長、文化財主事及び主事とする。	第4条 略 2 史跡公園の職員の職は、 <u>所長、次長</u> 、係長、文化財主事及び主事とする。
(職員の事務分担)	(職員の事務分担)
第3条 略	第5条 略
(利用の申込み等)	(利用の申込み等)
第4条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。	第6条 条例第6条第1項の許可 <u>(以下「利用許可」という。)</u> を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。

<p>(行為の許可の申請)</p> <p><u>第5条</u> 条例第14条第1項第3号又は第6号の許可を受けようとする者は、様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。</p>	<p>(行為の許可の申請)</p> <p><u>第7条</u> 条例第10条第1項第3号又は第6号の許可(以下「行為の許可」という。)を受けようとする者は、様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 教育委員会は、利用許可又は行為の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 許可に係る利用又は行為が条例第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(3) 利用若しくは行為の目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。</p> <p>(4) 利用許可又は行為の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(5) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為の許可を受けたとき。</p> <p>(6) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>
<p>(施設設備の損傷等の届出)</p> <p><u>第7条</u> 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。</p>	<p>(施設設備の損傷等の届出)</p> <p><u>第10条</u> 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料をき損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。</p>
<p>(委任)</p> <p><u>第8条</u></p> <p>この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p>(表面)</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> 条例第4条第2項、同条第3項、第5条第2項、同条第3項、第6条、第10条第1項第3号及び第6号、同条第3項並びに第11条に規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。</p> <p><u>2</u> この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。</p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>(表面)</p>

略
注 略
(裏面)
<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の <u>施設設備を毀損し</u> 、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する <u>条例第14条</u> の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。
注
1 略 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する <u>条例第10条第 2 項第 3 号</u> の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。
様式第 2 号 (第 5 条関係)
(表面)
略
注 略
(裏面)
<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の <u>施設設備を毀損し</u> 、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する <u>条例第14条</u> の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。

略
注 略
(裏面)
<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の <u>施設をき損し</u> 、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する <u>条例第10条</u> の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。
注
1 略 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する <u>条例第 6 条第 2 項第 3 号</u> の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。
様式第 2 号 (第 7 条関係)
(表面)
略
注 略
(裏面)
<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の <u>施設をき損し</u> 、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する <u>条例第10条</u> の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。

<p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第3号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> </td> </tr> </table> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第4号（第6条関係） 略</p>	略	<p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>
略		
<p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>		

<p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第3号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p> </td> </tr> </table> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p> <p>様式第4号（第9条関係） 略</p>	略	<p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>
略		
<p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>		

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正）
- 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第4条の規定により置かれる所長</u></p> <p>(9) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則（平成22年鳥取県教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により置かれる所長</u></p> <p>(9) 略</p>
--	--

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、教育委員会事務局職員（教育委員会事務局の職員及び学校以外の教育関係の職員をいう。以下「職員」という。）の任免に係る発令の方法、形式その他の発令に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、教育委員会事務局職員（<u>教育委員会教育長</u>、教育委員会事務局の職員及び学校以外の教育関係の職員をいう。以下「職員」という。）の任免に係る発令の方法、形式その他の発令に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p style="padding-left: 20px;">1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>教育長の場合</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>鳥取県教育委員会教育長に任命する</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>給料月額……円を給する</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) <u>教育長以外の職員の場合</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>鳥取県(ア)……に任命する</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) <u>職員の種類の別とする。</u></p>

		<p><u>……職……級に決定する</u></p> <p><u>……号給を給する</u></p> <p><u>……勤務を命ずる</u></p> <p><u>(イ)……を命ずる</u></p> <p><u>任期は…年…月…日</u> <u>までとする</u></p> <p><u>1週間の勤務時間は</u> <u>……とする</u></p>	<p>○任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項の規定により採用される職員（以下「特定任期付職員」という。）を採用する場合を除く。</p> <p>○所属課所の長への採用の場合を除く。 <u>(イ) 職名とする。</u></p> <p>○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項（第1号に限る。）又は第18条第1項の規定により採用される職員（以下「育児休業等任期付職員」という。）、特定任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）又は同条例第3条若しくは第4条の規定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>○任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用される職員（以下「任期付短時間勤務職員」とい</p>
--	--	---	---

<p>鳥取県(ア)……に任命 する ……職……級に決定す る</p> <p>……号給を給する ……勤務を命ずる</p> <p>(イ)……を命ずる 任期は…年…月…日ま でとする</p>	<p>(ア) 職員の種類の別 とする。</p> <p>○任期付研究員の採用等 に関する条例（平成13 年鳥取県条例第4号） 第4条の規定により採 用される職員（以下 「任期付研究員」とい う。）及び任期付職員 の採用等に関する条例 （平成14年鳥取県条例 第67号）第2条第1項 の規定により採用され る職員（以下「特定任 期付職員」という。） を採用する場合を除 く。</p> <p>○所属課所の長への採用 の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。</p> <p>○任期付研究員、地方公 務員の育児休業等に関 する法律（平成3年法 律第110号）第6条第1 項（第1号に限る。） 又は第18条第1項の規 定により採用される職 員（以下「育児休業等 任期付職員」とい う。）、特定任期付職 員、任期付職員の採用 等に関する条例第2条 第2項の規定により採 用される職員（以下 「一般任期付職員」と</p>	<p>う。）又は地方公務員 の育児休業等に関する 法律第18条第1項の規 定により採用される職 員（以下「育児短時間 勤務に伴う短時間勤務 職員」という。）の1 週間の勤務時間を定め る場合に限る。</p>
--	---	---

<p><u>1 週間の勤務時間は…</u> <u>…とする</u></p>	<p><u>いう。)又は同条例第</u> <u>3 条若しくは第 4 条の</u> <u>規定により採用される</u> <u>職員 (以下「任期付職</u> <u>員」という。)を採用</u> <u>する場合に限る。</u></p> <p>○<u>任期付職員の採用等に</u> <u>関する条例第 4 条の規</u> <u>定により採用される職</u> <u>員 (以下「任期付短時</u> <u>間 勤 務 職 員」とい</u> <u>う。)又は地方公務員</u> <u>の育児休業等に関する</u> <u>法律第18条第 1 項の規</u> <u>定により採用される職</u> <u>員 (以下「育児短時間</u> <u>勤務に伴う短時間勤務</u> <u>職員」という。)の 1</u> <u>週間の勤務時間を定め</u> <u>る場合に限る。</u></p>		
<p>2～53 略 54 給与改定</p>		<p>2～53 略 54 給与改定</p> <p>(1) <u>教育長の場合</u> <u>給料月額……円を給</u> <u>する</u></p> <p>(2) <u>教育長以外の職</u> <u>員の場合 (転職 (給</u> <u>料表を異にして異動</u> <u>させる場合及び職務</u> <u>の級又は号給に変更</u> <u>がある場合に限</u> <u>る。)又は転任に伴</u> <u>い、給与を決定する</u> <u>場合)</u> <u>……職……級に決定</u> <u>する</u> <u>……号給を給する</u></p>	
<p><u>転職 (給料表を異にし</u> <u>て異動させる場合及び</u> <u>職務の級又は号給に変</u> <u>更がある場合に限</u> <u>る。)又は転任に伴</u> <u>い、給与を決定する場</u> <u>合</u> <u>……職……級に決定す</u></p>			

<p>る</p> <p>……号給を給する</p> <p>55～59 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>55～59 略</p> <p>第2～第4 略</p>
--	-------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、改正後の教育委員会事務部局職員の任免発令規程の規定は適用せず、改正前の教育委員会事務部局職員の任免発令規程の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県教育委員会訓令第 2 号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>次長</u> 組織規則第 7 条第 2 項に規定する次長をいう。</p> <p>(15) <u>教育次長</u> 組織規則第 7 条第 2 項に規定する<u>教育次長</u>をいう。</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第 4 条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第 2 号。以下「委任規則」という。）第 2 条各号に掲げる事務についての教育長、<u>次長</u>、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第 1 の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第 5 条 教育長は、前条の規定により自ら又は<u>次長</u>、課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第 6 条 教育長、<u>次長</u>、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第 1 欄及び第 2 欄の区分に応じて、それぞれ当該第 3 欄に掲げる第 1 順位者が行い、正当決裁権者及び第 1 順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第 4 欄に掲げる第 2 順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">組織</td> <td style="width: 15%;">正当決</td> <td style="width: 20%;">第 1 順位者</td> <td style="width: 15%;">第 2 順位者</td> </tr> </table>	組織	正当決	第 1 順位者	第 2 順位者	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>教育次長等</u> 組織規則第 7 条第 2 項に規定する<u>教育次長及び次長</u>をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(教育委員会の権限に属する事務の専決事項)</p> <p>第 4 条 教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第 2 号。以下「委任規則」という。）第 2 条各号に掲げる事務についての教育長、<u>教育次長等</u>、課長等及び所長等の専決事項は、それぞれ別表第 1 の各項の表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>(教育委員会への報告)</p> <p>第 5 条 教育長は、前条の規定により自ら又は<u>教育次長等</u>、課長等若しくは所長等が専決した事務について、必要があると認めるときは、これを教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第 6 条 教育長、<u>教育次長等</u>、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第 1 欄及び第 2 欄の区分に応じて、それぞれ当該第 3 欄に掲げる第 1 順位者が行い、正当決裁権者及び第 1 順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第 4 欄に掲げる第 2 順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">組織</td> <td style="width: 15%;">正当決</td> <td style="width: 20%;">第 1 順位者</td> <td style="width: 15%;">第 2 順位者</td> </tr> </table>	組織	正当決	第 1 順位者	第 2 順位者
組織	正当決	第 1 順位者	第 2 順位者						
組織	正当決	第 1 順位者	第 2 順位者						

	裁権者		
1 本 庁	教育長	次長（次長が不在の ときは、教育次長）	主務課長等
		次長	
	略		

2 略

（教育長事務の専決事項）

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより次長及び課長等の共通の専決事項とした事項は、それぞれ別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、教育長事務について次長、課長等及び所長等が専決する事項については、教育長が別に定める。

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1 一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等 所 長 等
一 補助 金等に 関する 事務	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第1項の規定により教育委員会が行う国庫補助金等に関する事務のうち次に掲げる事務				
	（1） 交付決定の通知、補助事業等の遂行命令、一時停止命令又は是正措置命令、補助金等の額の確定及び通知並びに補助金等の返還命令				

	裁権者		
1 本 庁	教育長	教育次長等	主務課長等
		略	

2 略

（教育長事務の専決事項）

第10条 教育長事務について教育長が別に定めるところにより教育次長等及び課長等の共通の専決事項とした事項は、それぞれ別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により示すとおりである。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、教育長事務について教育次長等、課長等及び所長等が専決する事項については、教育長が別に定める。

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1 一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の 区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等 所 長 等
一 補助 金等に 関する 事務	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第17条第1項の規定により教育委員会が行う国庫補助金等に関する事務のうち次に掲げる事務				
	（1） 交付決定の通知、補助事業等の遂行命令、一時停止命令又は是正措置命令、補助金等の額の確定及び通知並びに補助金等の返還命令				

	ア 重要なもの			<input checked="" type="checkbox"/>	
	イ 略				
	(2) 検査の実施			<input checked="" type="checkbox"/>	
略					
三 その	略				
他の業	2 教育財産の取得に			<input checked="" type="checkbox"/>	
務に関	ついで意見の申出				
する事	略				
務	5 附属機関の委員の				
	任命				
	(1)・(2) 略				
	(3) (1)及び(2)			<input checked="" type="checkbox"/>	
	以外のもの				
略					

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	専決権者			
		教 育 委 員 会	教 育 次 長	課 長	等
一 地方 公務員 法(昭 和25年 法律第 261号) に 関 する 事 務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)	1 同法第17条の規定による職員 の任命				
	(1) 次長、理事監、教 育次長、課長等及び所 長等並びにこれらに相 当する職の職員(以下 「管理職員」とい う。)に係るもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
	(2) 略				
	2 同法第26条の5の規定 による自己啓発等休業の 承認及び承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			<input checked="" type="checkbox"/>	
	(2) 略				
略					
	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同 項第1号に該当するもの に限る。)				
	(1) 管理職員に係るもの			<input checked="" type="checkbox"/>	

	ア 重要なもの			<input checked="" type="checkbox"/>	
	イ 略				
	(2) 検査の実施			<input checked="" type="checkbox"/>	
略					
三 その	略				
他の業	2 教育財産の取得に			<input checked="" type="checkbox"/>	
務に関	ついで意見の申出				
する事	略				
務	5 附属機関の委員の				
	任命				
	(1)・(2) 略				
	(3) (1)及び(2)			<input checked="" type="checkbox"/>	
	以外のもの				
略					

2 教育総務課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	専決権者			
		教 育 委 員 会	教 育 次 長	課 長	等
一 地方 公務員 法(昭 和25年 法律第 261号) に 関 する 事 務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)	1 同法第17条の規定による職員 の任命				
	(1) 理事監、教育次長 等、課長等及び所長等 並びにこれらに相当する 職の職員(以下「管 理職員」という。)に 係るもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
	(2) 略				
	2 同法第26条の5の規定 による自己啓発等休業の 承認及び承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			<input checked="" type="checkbox"/>	
	(2) 略				
略					
	4 同法第28条第2項の規定による休職の命令(同 項第1号に該当するもの に限る。)			<input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 管理職員に係るもの			<input checked="" type="checkbox"/>	

	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				<u>○</u>
	略				
	7 同法第38条第1項の規定による営利企業の従事等の許可				
	(1) 非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に係るもの				○
	(2) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの				○
	8 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可				<u>○</u>
	略				
二 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの				<u>○</u>
	(2) 略				
	2 1に掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの				○
	(2) 軽易なもの				○
三 教育公務員特例法(昭和24年律第1号)に	略				
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 重要なもの				○
	(2) 軽易なもの				○
	(2) 管理職員以外の職員に係るもの				<u>○</u>
	略				
	7 同法第38条第1項の規定による営利企業の従事等の許可				
	(1) 管理職員に係るもの				○
	(2) 管理職員、非常勤職員及び臨時的任用職員以外の職員に係るもの				○
	(3) 非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもの				○
	8 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可				<u>○</u>
	略				
二 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)に関する事務(事務部局職員に係るものに限る。)	1 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの				<u>○</u>
	(2) 略				
	2 1に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの				○
	(2) 重要なもの				○
	(3) 軽易なもの				○
三 教育公務員特例法(昭和24年律第1号)に	略				
	3 1及び2に掲げるもののほか				
	(1) 特に重要なもの				○
	(2) 重要なもの				○
	(3) 軽易なもの				○

<p>関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)</p>								
<p>四 職員 の任用 に関する規則 (昭和 27年鳥 取県人 事委員 会規則 第11 号)に 関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)</p>	<p>略</p> <p>3 1及び2に掲げるもの のほか</p> <p>(1) 重要なもの</p> <p>(2) 軽易なもの</p>							○
<p>五 地方 公務員 の育児 休業等 に関する法律 (平成 30年法 律第 110 号)に 関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)</p>	<p>1 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認</p> <p>(1) 管理職員に係るもの</p> <p>(2) 略</p> <p>2 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認</p> <p>(1) 管理職員に係るもの</p> <p>(2) 略</p> <p>3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し</p> <p>(1) 管理職員に係るもの</p> <p>(2) 略</p>							○
<p>関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)</p>								
<p>四 職員 の任用 に関する規則 (昭和 27年鳥 取県人 事委員 会規則 第11 号)に 関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)</p>	<p>略</p> <p>3 1及び2に掲げるもの のほか</p> <p>(1) 特に重要なもの</p> <p>(2) 重要なもの</p> <p>(3) 軽易なもの</p>							○
<p>五 地方 公務員 の育児 休業等 に関する法律 (平成 30年法 律第 110 号)に 関する 事務 (事務 部局職 員に係 るもの に限 る。)</p>	<p>1 同法第2条第1項の規定による育児休業の承認</p> <p>(1) 管理職員に係るもの</p> <p>(2) 略</p> <p>2 同法第3条第3項において準用する同法第2条第3項の規定による育児休業の期間の延長の承認</p> <p>(1) 管理職員に係るもの</p> <p>(2) 略</p> <p>3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し</p> <p>(1) 管理職員に係るもの</p> <p>(2) 略</p>							○

	る。) 4 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			<u>○</u>	
	(2) 略				
	5 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			<u>○</u>	
	(2) 略				
	6 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			<u>○</u>	
	(2) 略				
	7 1から6までに掲げるもののほか				
(1) 重要なもの				○	
(2) 軽易なもの				○	
略					
七 その	略				
他の業務に関する事務	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	○			
	3 人事の基本方針の決定等（事務部局職員に係るものに限る。）	○			

	る。) 4 同法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			<u>○</u>	
	(2) 略				
	5 同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認				
	(1) 管理職員に係るもの			<u>○</u>	
	(2) 略				
	6 同法第12条において準用する同法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し				
	(1) 管理職員に係るもの			<u>○</u>	
	(2) 略				
	7 1から6までに掲げるもののほか				
(1) 特に重要なもの			○		
(2) 重要なもの				○	
(3) 軽易なもの				○	
略					
七 その	略				
他の業務に関する事務	2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	○			
	3 人事の基本方針の決定等（事務部局職員に係るものに限る。）	○			
	4 教育長の任免その他の人事	○			
	5 教育長職務代行者の指定	○			

4 略
5 略
6 略
7 略
8 一から六まで及び1から7までに掲げるもののほか
略

6 略
7 略
8 略
9 略
10 一から六まで及び1から9までに掲げるもののほか
略

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
一 任 免、服 務及び 昇給等 に関する 事務 (市町 村立学 校及び 県立学 校の教 職 員 (以下 「学校 教 職 員」と いう。)に係 るもの に限 る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1)～(7) 略				
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可				○
二 教育	略				
公務員 特例法 に関する 事務 (学校 教職員	3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○
	4 同法第22条の3第1項の規定による校長及び教員としての資質に関する	○			

3 教育人材開発課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任 免、服 務及び 昇給等 に関する 事務 (市町 村立学 校及び 県立学 校の教 職 員 (以下 「学校 教 職 員」と いう。)に係 るもの に限 る。)	1 地方公務員法に基づく事務のうち次に掲げる事務				
	(1)～(7) 略				
	(8) 同法第55条の2の規定による職員に対する職員団体の業務に専ら従事することの許可			○	
二 教育	略				
公務員 特例法 に関する 事務 (学校 教職員	3 同法第22条第3項の規定による長期にわたる研修の命令				○

に係る ものに 限る。)	指標の策定等				
	5 1から4までに掲げる もののほか (1)~(3) 略				
略					
四 その 他の業 務に関 する事 務	略				
	4 鳥取県教員の指導改善 研修の実施等に関する規 則（平成20年鳥取県教育 委員会規則第2号）第5 条第1項又は第10条第1 項の規定による認定	○			
略					

4 小中学校課

事項		事務処理権 限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
略					
二 教育 職員免 許 法 (昭和 24年法 律 第 1 4 7 号)に 関する 事務	1 同法第5条第1項の規 定による普通免許状（特 別支援学校教諭及び養護 教諭に係るものを除 く。）の授与 (1) 重要なもの (2) 略			○	
	2 同法第5条第3項の規 定による特別免許状（特 別支援学校教諭に係るも のを除く。）の授与			○	
略					
	4 同法第9条の2の規定 による免許状の有効期間 の更新又は延長（特別支 援学校の教員に対するも のを除く。） (1) 重要なもの (2) 略			○	
	5 同法第11条の規定によ			○	

に係る ものに 限る。)	4 1から3までに掲げる もののほか (1)~(3) 略				
	略				
四 その 他の業 務に関 する事 務	略				
	4 鳥取県教員の指導改善 研修の実施等に関する規 則（平成20年鳥取県教育 委員会規則第2号）第5 条第1項又は第10条第1 項の規定による認定（ <u>市 町村立学校教職員に係る ものに限る。</u> ）	○			
略					

4 小中学校課

事項		事務処理権 限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
略					
二 教育 職員免 許 法 (昭和 24年法 律 第 1 4 7 号)に 関する 事務	1 同法第5条第1項の規 定による普通免許状（特 別支援学校教諭及び養護 教諭に係るものを除 く。）の授与 (1) 重要なもの (2) 略			○	
	2 同法第5条第3項の規 定による特別免許状（特 別支援学校教諭に係るも のを除く。）の授与			○	
略					
	4 同法第9条の2の規定 による免許状の有効期間 の更新又は延長（特別支 援学校の教員に対するも のを除く。） (1) 重要なもの (2) 略			○	
	5 同法第11条の規定によ			○	

る免許状の取上げ（特別支援学校の教員に対するものを除く。）				
6 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可（特別支援学校の教員に対するものを除く。）			<input type="checkbox"/>	
略				
8 1から7までに掲げるもののほか				
(1) 重要なもの			<input type="checkbox"/>	
(2) 軽易なもの				<input type="checkbox"/>
略				

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
一 教育職員免許法に関する事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）				
	(1) 重要なもの			<input type="checkbox"/>	
	(2) 略				
	2 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与（特別支援学校教諭に係るものに限る。）			<input type="checkbox"/>	
略					
	4 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長（特別支援学校の教員に対するものに限る。）				<input type="checkbox"/>
	(1) 重要なもの			<input type="checkbox"/>	
	(2) 略				
	5 同法第11条の規定による免許状の取上げ（特別			<input type="checkbox"/>	

る免許状の取上げ（特別支援学校の教員に対するものを除く。）				
6 同法附則第2項の規定による教科外教授の担任の許可（特別支援学校の教員に対するものを除く。）			<input type="checkbox"/>	
略				
8 1から7までに掲げるもののほか				
(1) 特に重要なもの			<input type="checkbox"/>	
(2) 重要なもの				<input type="checkbox"/>
(3) 軽易なもの				<input type="checkbox"/>
略				

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
一 教育職員免許法に関する事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）				
	(1) 重要なもの			<input type="checkbox"/>	
	(2) 略				
	2 同法第5条第3項の規定による特別免許状の授与（特別支援学校教諭に係るものに限る。）			<input type="checkbox"/>	
略					
	4 同法第9条の2の規定による免許状の有効期間の更新又は延長（特別支援学校の教員に対するものに限る。）				
	(1) 重要なもの			<input type="checkbox"/>	
	(2) 略				
	5 同法第11条の規定による免許状の取上げ（特別			<input type="checkbox"/>	

支援学校の教員に対するものに限る。)					
略					
7 1から6までに掲げるもののほか					
<u>(1)</u> 重要なもの					○
<u>(2)</u> 軽易なもの					○
略					

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
略					

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
略					

8 文化財課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
略					

9 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	所 長

支援学校の教員に対するものに限る。)					
略					
7 1から6までに掲げるもののほか					
<u>(1)</u> 特に重要なもの			○		
<u>(2)</u> 重要なもの				○	
<u>(3)</u> 軽易なもの					○
略					

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
略					

7 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
略					

8 文化財課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長	課 長 等
略					

9 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長	所 長

		員	長	等
		会		
略				

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
略				

七 服務及び研修に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務				
	（1） 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し				
	ア 次長、教育次長、課長等及び所長等に係るもの		○		
	イ 次長、教育次長、課長等及び所長等以外の職員に係るもの				○
	（2） 職務に専念する義務の免除の承認（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合を除く。）				

		員	長	次	等
		会		長	等
略					

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
略				

七 服務及び研修に関する事務（本庁組織の職員に係るものに限る。）	1 出張、休暇その他服務に関する事務				
	（1） 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項又は第3項において準用する同法第5条第2項の規定による部分休業の承認又はその取消し				
	ア 教育次長等、課長等及び所長等に係るもの		○		
	イ 教育次長等、課長等及び所長等以外の職員に係るもの				○
	（2） 職務に専念する義務の免除の承認（職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第9号又は第10号の事由に該当する場合を除く。）				

	ア 次長、教育次長、 課長等及び所長等に 係るもの		<input checked="" type="checkbox"/>				
	イ 次長、教育次長、 課長等及び所長等以 外の職員に係るもの						<input type="checkbox"/>
	(3) 病気休暇及び特別 休暇の承認（職員の勤 務時間、休暇等に関す る規則（平成6年鳥取 県人事委員会規則第15 号）第15条の表第1号 若しくは第2号（6日 以内の場合を除く。） 又は第16条の表第2号 の事由に該当する場合 を除く。）						
	ア 次長、教育次長、 課長等及び所長等に 係るもの		<input checked="" type="checkbox"/>				
	イ 次長、教育次長、 課長等及び所長等以 外の職員に係るもの						<input type="checkbox"/>
	(4) 外国旅行の命令及 びその復命の受理		<input checked="" type="checkbox"/>				
	(5) 内国旅行の旅行命 令その他の勤務命令及 びその復命の受理						
	ア 次長、教育次長、 課長等及び所長等に 係るもの		<input checked="" type="checkbox"/>				
	イ 次長、教育次長、 課長等及び所長等以 外の職員に係るもの						<input type="checkbox"/>
	略						
八 任 免、手 当等に 関する 事 務 (本庁 組織の 職員に 係るも のに限	1 非常勤職員及び臨時的 任用職員の任免等に関す る内申						<input type="checkbox"/>
	2 1に掲げるもののほか						
	(1)・(2) 略						
	ア 教育次長等、課長 等及び所長等に係る もの		<input checked="" type="checkbox"/>				
	イ 教育次長等、課長 等及び所長等以外の 職員に係るもの						<input type="checkbox"/>
	(3) 病気休暇及び特別 休暇の承認（職員の勤 務時間、休暇等に関す る規則（平成6年鳥取 県人事委員会規則第15 号）第15条の表第1号 若しくは第2号（6日 以内の場合を除く。） 又は第16条の表第2号 の事由に該当する場合 を除く。）						
	ア 教育次長等、課長 等及び所長等に係る もの		<input checked="" type="checkbox"/>				
	イ 教育次長等、課長 等及び所長等以外の 職員に係るもの						<input type="checkbox"/>
	(4) 外国旅行の命令及 びその復命の受理		<input checked="" type="checkbox"/>				
	(5) 内国旅行の旅行命 令その他の勤務命令及 びその復命の受理						
	ア 教育次長等、課長 等及び所長等に係る もの		<input checked="" type="checkbox"/>				
	イ 教育次長等、課長 等及び所長等以外の 職員に係るもの						<input type="checkbox"/>
	略						
八 任 免、手 当等に 関する 事 務 (本庁 組織の 職員に 係るも のに限	1 非常勤職員及び臨時的 任用職員の任免等に関す る内申						<input type="checkbox"/>
	2 児童手当の受給資格及 びその額の決定						<input type="checkbox"/>
	3 1及び2に掲げるもの のほか						
	(1)・(2) 略						

る。)				
略				
十一 公 文書に 関する 事務	1 鳥取県情報公開条例 (平成12年鳥取県条例第 2号)に基づく事務のう ち次に掲げる事務			
	(1) 同条例第7条第1 項の規定による公文書 (本庁組織が保有して いるものに限る。)の 開示請求に対する決定			
	ア 特に重要なもの	○		
	イ ア以外のもの			
	(ア) 全部開示の決 定			
	a 重要なもの		○	
	b 軽易なもの			○
	(イ) 部分開示の決 定、非開示の決 定、文書不存在の 決定及び存否応答 拒否の決定			
	a 異例のもの		○	
	b a以外のもの			○
	(2) 同条例第7条第2 項の規定による決定期 間の延長並びに同条第 4項及び第5項の規定 による期間の延長の特 例の決定(本庁組織が 保有している公文書の 開示請求に係るもの に限る。)			
	ア 特に重要なもの	○		
	イ 重要なもの		○	
	ウ 軽易なもの			○
	2 鳥取県個人情報保護条 例(平成11年鳥取県条 例第3号)に基づく事務 のうち次に掲げる事務			

る。)				
略				
十一 公 文書に 関する 事務	1 鳥取県情報公開条例 (平成12年鳥取県条例第 2号)第7条の規定によ る公文書(本庁組織が保 有しているものに限 る。)の開示請求に対す る決定並びに期間の延長 及び期間の延長の特例の 決定			
	(1) 重要なもの	○		
	(2) 軽易なもの			○
	2 鳥取県個人情報保護条 例(平成11年鳥取県条 例第3号)に基づく事務 のうち次に掲げる事務			

(1) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）			<input checked="" type="checkbox"/>	(1) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）	<input checked="" type="checkbox"/>		
(2) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）			<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）	<input checked="" type="checkbox"/>		
(3) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定				(3) 同条例第14条の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長並びに同条例第18条の2の規定による開示請求を拒否する決定			
ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 軽易なもの			<input checked="" type="checkbox"/>	イ 軽易なもの		<input checked="" type="checkbox"/>	
(4) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している個人情報に係るものに限る。）				(4) 同条例第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（本庁組織が管理している個人情報に係るものに限る。）			
ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 軽易なもの			<input checked="" type="checkbox"/>	イ 軽易なもの		<input checked="" type="checkbox"/>	
(5) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定		<input checked="" type="checkbox"/>		(5) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定	<input checked="" type="checkbox"/>		
(6) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求				(6) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の訂正請求			

に対する決定及び期間 の延長					に対する決定及び期間 の延長				
ア 特に重要なもの	○				ア 重要なもの	○			
イ 重要なもの		○			イ 略				
ウ 略					(7) 同条例第24条の6 第1項及び第2項の規 定による個人情報（本 庁組織が管理してい るものに限る。）の利 用停止請求に対する決 定及び期間の延長				
(7) 同条例第24条の6 第1項及び第2項の規 定による個人情報（本 庁組織が管理してい るものに限る。）の利 用停止請求に対する決 定及び期間の延長					ア 特に重要なもの	○			
ア 特に重要なもの	○				イ 重要なもの		○		
イ 重要なもの		○			ウ 略				
ウ 略					(8) 同条例第29条及び 第30条第4項の規定に よる個人情報（本庁組 織が管理しているもの に限る。）の取扱いの 是正の申出又は再申出 に対する処理				
(8) 同条例第29条及び 第30条第4項の規定に よる個人情報（本庁組 織が管理しているもの に限る。）の取扱いの 是正の申出又は再申出 に対する処理					ア 特に重要なもの	○			
ア 特に重要なもの	○				イ 重要なもの		○		
イ 重要なもの		○			ウ 軽易なもの			○	
ウ 軽易なもの			○		(9) 同条例第36条又は 第42条の規定による提 案の審査等（本庁組織 が要求した予算に係る 事業で取り扱う個人情 報ファイルに係るもの に限る。）				
(9) 同条例第36条又は 第42条の規定による提 案の審査等（本庁組織 が要求した予算に係る 事業で取り扱う個人情 報ファイルに係るもの に限る。）					ア 重要なもの		○		
ア 重要なもの		○			イ 軽易なもの			○	
イ 軽易なもの			○		3 行政手続法（平成5年 法律第88号）に基づく事 務のうち次に掲げる事務				
3 行政手続法（平成5年 法律第88号）に基づく事 務のうち次に掲げる事務					(1) 同法第5条第1項 の規定による審査基準 の設定		○		
(1) 同法第5条第1項 の規定による審査基準 の設定					(2) 同法第6条の規定 による標準処理期間の 設定		○		
(2) 同法第6条の規定 による標準処理期間の 設定					(3) 同法第10条の規定 による申請者以外の者				
(3) 同法第10条の規定 による申請者以外の者					3 行政手続法（平成5年 法律第88号）に基づく事 務のうち次に掲げる事務				
(1) 同法第5条第1項 の規定による審査基準 の設定					(1) 同法第5条第1項 の規定による審査基準 の設定		○		
(2) 同法第6条の規定 による標準処理期間の 設定					(2) 同法第6条の規定 による標準処理期間の 設定		○		
(3) 同法第10条の規定 による申請者以外の者					(3) 同法第10条の規定 による申請者以外の者				

からの意見の聴取				
ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 略				
(4) 同法第12条第1項の規定による処分基準の設定		<input checked="" type="checkbox"/>		
(5) 同法第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施				
ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 略				
(6) 同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与				
ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 略				
4 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同条例第5条第1項の規定による審査基準の設定		<input checked="" type="checkbox"/>		
(2) 同条例第6条の規定による標準処理期間の設定		<input checked="" type="checkbox"/>		
(3) 同条例第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取				
ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 略				
(4) 同条例第12条第1項の規定による処分基準の設定		<input checked="" type="checkbox"/>		
(5) 同条例第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施				
ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 略				
(6) 同条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与				
ア 重要なもの		<input checked="" type="checkbox"/>		
イ 略				
(7) 同条例第34条の2		<input checked="" type="checkbox"/>		

からの意見の聴取				
ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
イ 略				
(4) 同法第12条第1項の規定による処分基準の設定	<input checked="" type="checkbox"/>			
(5) 同法第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施				
ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
イ 略				
(6) 同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与				
ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
イ 略				
4 鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号)に基づく事務のうち次に掲げる事務				
(1) 同条例第5条第1項の規定による審査基準の設定	<input checked="" type="checkbox"/>			
(2) 同条例第6条の規定による標準処理期間の設定	<input checked="" type="checkbox"/>			
(3) 同条例第10条の規定による申請者以外の者からの意見の聴取				
ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
イ 略				
(4) 同条例第12条第1項の規定による処分基準の設定	<input checked="" type="checkbox"/>			
(5) 同条例第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施				
ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
イ 略				
(6) 同条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与				
ア 重要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>			
イ 略				
(7) 同条例第34条の2	<input checked="" type="checkbox"/>			

	第1項の規定による事前協議期間の設定			
	(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議に関する異議の申出の処理	<input type="checkbox"/>		
	(9) 同条例第35条の規定による複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となる事項の認定			
	ア 重要なもの	<input type="checkbox"/>		
	イ 略			
	(10) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての異議の申出の処理	<input type="checkbox"/>		
	(11) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出の処理	<input type="checkbox"/>		
5	1から4までに掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの	<input type="checkbox"/>		
	(2) 重要なもの	<input type="checkbox"/>		
	(3) 略			
略				
十七	そ 略			
他の業務に関する事務	6 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定			
	(1) 管理職員に係るもの	<input type="checkbox"/>		
	(2) 略			
	略			

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）
一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者

	第1項の規定による事前協議期間の設定			
	(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議に関する異議の申出の処理	<input type="checkbox"/>		
	(9) 同条例第35条の規定による複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となる事項の認定			
	ア 重要なもの	<input type="checkbox"/>		
	イ 略			
	(10) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての異議の申出の処理	<input type="checkbox"/>		
	(11) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じないことについての異議の申出の処理	<input type="checkbox"/>		
5	1から4までに掲げるもののほか			
	(1) 重要なもの	<input type="checkbox"/>		
	(2) 略			
略				
十七	そ 略			
他の業務に関する事務	6 報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定			
	(1) 管理職員に係るもの	<input type="checkbox"/>		
	(2) 略			
	略			

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）
一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者

		所長 等	所長 等			所長 等	所長 等
一 服 務、研 修及び 手当等 に關す る事務 (本庁 機関以 外の教 育機関 及び地 方機関 (以下 この表 におい て「教 育 局 等」と いう。)に係 るもの に限 る。)	略			一 服 務、研 修及び 手当等 に關す る事務 (本庁 機関以 外の教 育機関 及び地 方機関 (以下 この表 におい て「教 育 局 等」と いう。)に係 るもの に限 る。)	略		
	4 職員に対する旅行命令 (教育局等の管理職員の 外国旅行に係るものを除 く。)その他の勤務命令 及びその復命の受理		○	4 職員に対する旅行命令 (教育局等の管理職員の 外国旅行に係るものを除 く。)その他の勤務命令 及びその復命の受理			○
	5 1から4までに掲げる もののほか			5 児童手当の受給資格及 びその額の決定			○
	(1)・(2) 略			6 1から5までに掲げる もののほか			
略				略			

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令3号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月27日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 健康管理</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 <u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u> (第30条—第34条)</p> <p>第4章 雑則 (第35条・第36条)</p> <p>附則</p> <p>(健康管理区分の決定)</p> <p>第24条 教育長は、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面D、医療面3に決定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(健康管理区分の変更)</p> <p>第25条 教育長は、職員から次条の規定による申請があったとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3節 <u>鳥取県教育委員会職員健康管理審査会</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 健康管理</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 <u>職員結核・一般病健康管理審査会及び職員神経・精神障害健康管理審査会</u> (第30条—第33条)</p> <p>第4章 雑則 (第34条・第35条)</p> <p>附則</p> <p>(健康管理区分の決定)</p> <p>第24条 教育長は、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会又は鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて、職員ごとに、その者に適用する前条の健康管理区分を決定するものとする。ただし、健康診断の結果、健康に異常の所見がないと診断された職員に適用する健康管理区分を勤務面D、医療面3に決定する場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(健康管理区分の変更)</p> <p>第25条 教育長は、職員から次条の規定による申請があったとき、又は職員の適正な健康管理を行うため必要があると認めるときは、第30条に規定する<u>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会又は鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会</u>の意見を聴き、その意見に基づいて当該職員に適用する健康管理区分を変更することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第3節 <u>職員結核・一般病健康管理審査会及び職員神経・精神障害健康管理審査会</u></p>

(設置)
 第30条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、鳥取県教育委員会職員健康管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)
 第31条 審査会は、委員18人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 (1)・(2) 略

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(分科会の組織)
 第32条 審査会に次に掲げる分科会を置き、その所掌事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 (1) 結核・一般病分科会 結核及び一般病に係る健康管理区分に関する事項の審査に関すること。
 (2) 神経・精神障がい分科会 神経障がい及び精神障がいに係る健康管理区分に関する事項の審査に関すること。

2 各分科会に属すべき委員は、それぞれ9人以内とし、教育委員会が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、分科会の会務を総理し、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(分科会の会議)
 第33条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会の会議は、当該分科会に属する委員の2分

会

(設置)
 第30条 職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会及び鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会（以下「審査会」と総称する。）を置く。

(組織)
 第31条 審査会は、それぞれ委員9人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が任命する。
 (1)・(2) 略

3 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)
 第32条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の2分の1以上が出席しな

<p>の1以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>分科会</u>の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、<u>分科会長</u>の決するところによる。</p> <p>4 <u>分科会の所掌事務に関する事項については、各分科会の議決をもって審査会の議決とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第34条</u> この節に定めるもののほか、<u>分科会の運営</u>に関し必要な事項は各分科会が定め、<u>その他審査会の運営</u>に関し必要な事項は各分科会の分科会長が共同して定める。</p> <p>第4章 略</p> <p>(書類の經由)</p> <p><u>第35条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第36条</u> 略</p>	<p>ければ開くことができない。</p> <p>3 <u>審査会</u>の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、<u>委員長</u>の決するところによる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第33条</u> この節に定めるもののほか、<u>審査会の運営</u>に関し必要な事項は、<u>審査会</u>が定める。</p> <p>第4章 略</p> <p>(書類の經由)</p> <p><u>第34条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第35条</u> 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（以下「改正前の規程」という。）第30条に規定する鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会の委員に任命されている者及び委員長は改正後の鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（以下「改正後の規程」という。）第32条第1項第1号に規定する結核・一般病分科会の委員に指名されている者及び分科会長と、改正前の規程第30条に規定する鳥取県教育委員会職員神経・精神障害健康管理審査会の委員に任命されている者及び委員長は改正後の規程第32条第1項第2号に規定する神経・精神障がい分科会の委員に指名された者及び分科会長とみなす。